

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年11月2日

**【会社名】** 株式会社足利ホールディングス

**【英訳名】** Ashikaga Holdings Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役社長 松下 正直

**【本店の所在の場所】** 栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号

**【電話番号】** (028)622 - 8411 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役経営企画部長 清水 和幸

**【最寄りの連絡場所】** 栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号

**【電話番号】** (028)622 - 8411 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役経営企画部長 清水 和幸

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年11月2日開催の取締役会において、株式会社常陽銀行（以下「常陽銀行」といい、常陽銀行と当社を併せ、以下「両社」といいます。）との間で株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の方法による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の実施に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### （1）本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社常陽銀行
本店の所在地	茨城県水戸市南町二丁目5番5号
代表者の氏名	取締役頭取 寺門 一義
資本金の額 （平成27年3月31日現在）	85,113百万円
純資産の額 （平成27年3月31日現在）	（連結）601,840百万円 （単体）587,074百万円
総資産の額 （平成27年3月31日現在）	（連結）9,065,458百万円 （単体）9,035,987百万円
事業の内容	銀行業

最近3年間に終了した各事業年度の経常収益、経常利益および純利益

（連結）

連結会計年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	150,451百万円	159,179百万円	156,118百万円
経常利益	35,953百万円	41,320百万円	45,730百万円
当期純利益	22,726百万円	25,042百万円	28,680百万円

（単体）

事業年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	131,163百万円	138,551百万円	133,415百万円
経常利益	31,726百万円	35,837百万円	40,404百万円
当期純利益	20,378百万円	22,071百万円	23,915百万円

大株主の氏名または名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成27年3月31日現在）

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合（％）
株式会社三菱東京UFJ銀行	3.78
日本生命保険相互会社	3.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.26
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3.02
第一生命保険株式会社	2.22

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

ア．資本関係

常陽銀行は当社の普通株式1,290千株を保有しております。

イ．人的関係

該当事項はありません。

## ウ．取引関係

通常発生する銀行間取引以外には、該当事項はありません。

## (2) 本株式交換の経緯と目的および理念

### 背景・経緯

常陽銀行と当社の子会社株式会社足利銀行（頭取松下正直、以下「足利銀行」といいます。常陽銀行と足利銀行を併せ、以下「両行」といいます。）は、茨城県、栃木県を中心とする北関東地域において、それぞれが、確固たる営業地盤を有する地域のリーディングバンクとして、円滑な金融機能を提供しております。

両行の主要営業地盤である北関東地域は、首都圏に近接する地理的条件に加え、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道、新幹線やつくばエクスプレス、茨城港や茨城空港などの交通インフラの整備を背景に、全国でも有数の企業立地地域として高いポテンシャルを有しています。一方、地域金融機関を取り巻く経営環境は、総人口減少、少子高齢化の進行といった社会構造変化による地方経済の縮小が懸念される中、資金余剰を背景とした金融機関同士の熾烈な競争も続いています。また、経済のグローバル化や、IT分野をはじめとする技術革新は、産業・社会構造に大きな変化を与えており、異業種からの金融分野への進出が活発化し新たな金融競争環境を生み出すと同時に、金融サービスの広がりによる成長機会の創出にもつながっています。

このような取り巻く経営環境の構造変化を見据えつつ、地域金融機関として地域の創生にこれまで以上に貢献し、お客さま、地域とともに成長し続けていくには、両社が共通の理念のもと、能動的に協創力を発揮し、豊かさの創造を実現していくことが有効かつ有益と認識するにいたりしました。

こうした共通認識のもと、地域に根付いた双方のブランドネームをもとに協働し、統合による営業基盤の拡大と経営基盤の充実をはかりつつ、経営資源やノウハウを相互活用して相乗効果を発揮していくことにより、単独ではなしえないスピードと高い質で、お客さま、地域、株主の皆さまの期待に応えることを企図し、本経営統合の実現を目指すことを基本合意するにいたりしました。

### 本経営統合の目的および理念

新たに誕生する新金融グループは、両行が長年にわたり築いてきたお客さまとのリレーション、地域への深い理解を維持・深化させながら、経営統合により形成される広域ネットワーク等を活かし、総合金融サービスの進化と業務効率化を実現してまいります。

これにより、地域のリーディングバンク同士の融合でしかなしえない、より利便性が高く、質の高い総合金融サービスを提供いたします。

また、地域振興・創生のけん引役としての持続的成長と株主・市場の期待に応える企業価値の向上を図るとともに、役職員の活躍機会の拡大と職務への誇り・喜びを高めるなど、各ステークホルダーから高い評価が得られるグループを目指してまいります。

さらに、こうした目指す姿を共有できる他の地域金融機関にも開かれた金融グループとしてまいります。

## (3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

### 本株式交換の方法

両社の株主総会において本経営統合に必要な事項の承認が得られること、および本経営統合を行うにあたり必要となる関係当局の許可等が得られることを前提として、平成28年10月1日を目処に、当社の商号を変更したうえで（具体的な商号は本経営統合に関する最終契約（以下「本件最終契約」といいます。）において定める予定です。）、常陽銀行の株主が有する常陽銀行の株式を当社が取得し、常陽銀行の株主に当社の株式を割当て交付する株式交換の方法により行う予定です。

本経営統合の日程は、以下のとおりです。

平成27年11月2日	本基本合意書締結
平成28年4月（予定）	両社の取締役会決議、本経営統合に関する本件最終契約締結
平成28年6月（予定）	両社定時株主総会開催
平成28年9月28日（予定）	常陽銀行の上場廃止日
平成28年10月1日（予定）	本株式交換効力発生日

なお、本経営統合の形態については、今後両社で継続的な協議・検討の上、変更する可能性があります。

### 本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）

会社名	常陽銀行	当社
株式交換比率	1.170	1

(注1) 株式交換に係る割当ての詳細(予定)

常陽銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1.170株を割当て交付いたします。

本株式交換により、常陽銀行の株主に交付される当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式交換比率は、今後実施する追加的デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、または算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じもしくは判明した場合には、両社で協議の上、変更することがあります。

(注2) 本経営統合により当社が交付する新株式数(予定)

普通株式：845,782,412株

上記は、常陽銀行の平成27年6月30日時点における普通株式の発行済株式総数(766,231,875株)を前提として算出しております。但し、株式交換の効力発生時点の直前時(以下「基準時」といいます。)までに、常陽銀行は、保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、常陽銀行の平成27年6月30日時点における自己株式数(43,340,924株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、常陽銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、常陽銀行の平成27年6月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱いについて(予定)

本経営統合が実現された場合、株式交換により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける常陽銀行の株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第192条第1項の規定にもとづき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項および定款の規定にもとづき、当社が売渡しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが可能となるよう、取り扱う予定です。

本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い(予定)

本株式交換に際し、常陽銀行が発行している各新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含みます。)については、当該新株予約権の内容および株式交換比率を踏まえ、基準時における各新株予約権者に対し、その所有する各新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当て交付する予定であり、その詳細は、本件最終契約締結までに決定いたします。

また、当社は常陽銀行が発行している新株予約権付社債に係る債務を承継する予定です。

その他の株式交換契約の内容

現状未定であり、今後、両社で協議の上決定いたします。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

割当ての内容の根拠および理由

両社は平成28年10月を目処に本経営統合を行なうことに向け、協議・検討を進めてまいりました。常陽銀行は、下記「算定に関する事項 エ.公正性を担保するための措置」に記載の通り、株式交換比率の公正性を担保するため、常陽銀行の第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)を選定のうえ、本経営統合に関する検討を開始し、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受領した意見書(フェアネス・オピニオン)を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記「(3)本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容 本株式交換に係る割当ての内容(株式交換比率)」記載の株式交換比率により本経営統合を行うことが妥当であると判断しました。

一方、当社は、下記「算定に関する事項 エ.公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本経営統合の対価の公正性を担保するため、当社の第三者算定機関としてプライスウォーターハウスコーパース株式会社（以下「PWC」といいます。）を選定のうえ、本経営統合に関する検討を開始し、第三者算定機関であるPWCからの分析結果を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記「（3）本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容 株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）」記載の株式交換比率により本経営統合を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記株式交換比率が妥当であるという判断に至り、本日開催された両社の取締役会において本経営統合における株式交換比率を決定し、合意いたしました。なお、上記株式交換比率は、今後実施する追加的デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、または算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じもしくは判明した場合には、両社で協議の上、変更することがあります。

#### 算定に関する事項

##### ア.算定機関の名称および両社との関係

常陽銀行の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券および当社の第三者算定機関であるPWCは、いずれも常陽銀行および当社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

##### イ.算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、常陽銀行および当社の両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価分析（平成27年10月26日に一部報道機関により本経営統合に関する報道がなされたため、前営業日である平成27年10月23日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における常陽銀行株式、東京証券取引所市場第一部における当社株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としています。）を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、配当割引モデル分析（以下「DDM分析」といいます。）による算定を行いました。

なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、常陽銀行の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価分析	1.243～1.316
2	類似企業比較分析	0.767～1.330
3	DDM分析	0.536～1.439

三菱UFJモルガン・スタンレー証券のフェアネス・オピニオンおよびその基礎となる株式交換比率の分析は、常陽銀行の取締役会に宛てたものであり、本基本合意書における株式交換比率が、フェアネス・オピニオンの日付現在、常陽銀行の普通株式の株主にとって財務的見地より妥当であるか否かのみを対象とするものです。フェアネス・オピニオンおよび分析は、本件に関する他の側面については一切対象としておらず、本経営統合に関する一切の株主総会に関する株主による議決権行使またはその他の行動につき、常陽銀行または当社の株主に対して常陽銀行または当社の株主の行動につき、当該株主に対して、意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、特定の株式交換比率を常陽銀行またはその取締役会に対して推奨することはしておらず、また、特定の株式交換比率が本経営統合にとって唯一適切なものとして推奨することもしていません。フェアネス・オピニオンおよび三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は常陽銀行または当社の普通株式の株価を鑑定または査定するものではなく、当該株式が取引され得る株価を反映するものではありません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンにおける意見表明およびその分析にあたり、既に公開されている情報または常陽銀行もしくは当社によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性および完全性につき独自の検証を行っていません。また三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、常陽銀行および当社の将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測および判断を反映するものとして、常陽

銀行および当社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。さらに三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本経営統合が本基本合意書に記載された条件について、何ら放棄、変更または遅滞なく実行されることを前提としています。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本経営統合のために必要な政府機関、監督官庁等による許認可、同意等はすべて取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意等には、本経営統合により期待されるメリットに重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限または条件が付されないことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、法務、会計、税務、規制、企業年金に関するアドバイザーではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券はファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務、規制、企業年金に関する問題については、独自の検証を行うことなく、常陽銀行または当社およびそれらの法律、会計、税務のアドバイザーによる判断に依拠しています。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は常陽銀行または当社の資産および負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けていません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、貸倒引当金の評価に関する専門家ではなく、貸倒引当金の適正性について独自の評価、常陽銀行および当社の個別の債権に関する信用情報の検証を行っておらず、また、そのレビューの依頼もされておられません。よって三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、常陽銀行および当社による貸倒引当金の総額は適正であることを前提としました。三菱UFJモルガン・スタンレー証券のフェアネス・オピニオンおよび分析は、平成27年10月23日現在における金融、経済、為替、市場その他の状況および、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に生じる事象が、フェアネス・オピニオンおよび分析並びにフェアネス・オピニオンの作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンおよび分析を更新し、改訂し、または再確認する義務を負うものではありません。フェアネス・オピニオンにおける意見を表明するにあたり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、常陽銀行の関与する買収、事業統合その他の特別な取引に関して、いかなる取引主体に対する勧誘行為を行うことも認められておらず、また現に勧誘行為を行っておりません。

フェアネス・オピニオンの作成およびその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、その意見を作成するにあたって、全ての分析結果を全体として考察しており、考察した分析または要因のうち何れか特定のものに何ら重きを置いておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、その分析の全てを全体として考察することなく特定の部分を取り上げる場合には、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析および意見を形成する際の過程の捉え方が不完全なものになると考えます。加えて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、各種の分析および要因につき他の分析および要因よりも重きを置く、あるいは置かない場合があります。また、各種の前提につき他の前提よりもより確実性が高いまたは低いとみなしている場合があります。そのため、本臨時報告書に記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、常陽銀行または当社の実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、分析を行うにあたって、業界状況、一般的なビジネスおよび経済の状況並びにその他の事項に関して多数の前提を置いており、その多くは、常陽銀行または当社が制御できないものです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析に含まれる全ての予測は、必ずしも将来の結果や実際の価値を示すものではなく、かかる結果や価値は、当該予測によって示唆されるものに比して大幅に良くも悪くもなり得るものです。本臨時報告書に含まれる要約は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券によって行われた重要な分析を記載するものではありませんが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による分析を完全に記載するものではありません。株式交換比率は、常陽銀行と当社との間で独立当事者間の交渉を経て決定されたものであり、常陽銀行の取締役会によって承認されています。三菱UFJモルガン・スタンレー証券による分析およびフェアネス・オピニオン並びに常陽銀行の取締役会への提出は、常陽銀行の取締役会が本経営統合を承認するに際して考慮した数多くの要因のうちの一つに過ぎません。したがって、本臨時報告書に記載された分析が、株式交換比率に関する常陽銀行の取締役会の意見を決定するものであるとか、常陽銀行の取締役会が異なる株式交換比率につき同意をするものであったか否かを決定するものであると捉えることはできません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本件に関し、常陽銀行の取締役会のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の相当な部分の受領は、本経営統合の効力発生を条件としています。過去に、三菱UFJモルガン・スタンレー証券およびその関係会社は、常陽銀行に対してファイナンスについての役務を提供しており、これらの役務の対価として手数料を受領しております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券およびその関係会

社は、将来において常陽銀行、当社および両社の関係会社に対してこれらの役務を提供し、将来これらの役務の対価として手数料を受領する可能性があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券およびその関係会社は、銀行業務、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務等を含むグローバルな金融サービス（かかるサービスを総称して以下、「金融サービス」といいます）の提供を行っています。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンスおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務、外国為替、商品およびデリバティブ取引等が含まれます。通常の証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務およびファイナンス業務の過程において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券およびその関係会社は常陽銀行、当社もしくは本件に関連する企業の社債、株式もしくはローン、本件に関連する通貨もしくは商品、または関連するデリバティブ商品につき買いまたは売りのポジションの保持、その他、常陽銀行、当社もしくは本件に関連する企業に対して三菱UFJモルガン・スタンレー証券およびその関係会社の金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定またはその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券およびその関係会社並びにそれらの取締役および役員は、常陽銀行、当社もしくは本件に関連する企業の社債、株式もしくはローン、本件に関連する通貨もしくは商品、または関連するデリバティブ商品に対して自己資金による投資を行う場合またはこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する場合があります。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券およびその関係会社は、常陽銀行、当社もしくは本件に関連する企業に対して通常のブローカレッジ業務を行う場合があります。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、下記「エ．公正性を担保するための措置」に記載のとおり、常陽銀行の取締役会からの依頼に基づき、上記の前提条件その他一定の前提条件および留保事項のもとに、株式交換比率が、常陽銀行の普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を常陽銀行の取締役会に提出しております。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式交換比率の算定および意見書は、常陽銀行の取締役会の参考のためのみに提出されたものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠または使用することはできません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本経営統合について開催される常陽銀行の株主総会における株主の議決権行使に関して何らかの意見表明や推奨を行うものではありません。

DDM分析による算定の基礎として、両社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券に提供した両社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

PwCは、常陽銀行および当社の両社について、両社の株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから、市場株価基準法（一部報道機関から本件に関連する憶測報道が平成27年10月26日の取引時間終了後になされたため、同日を算定基準日として、両社株式の東京証券取引所市場第一部における算定基準日の株価終値並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間の取引日における株価終値の単純平均および出来高加重平均を算定の基礎としています。）による分析を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社基準法による算定を行いました。更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、常陽銀行の普通株式1株に対して割り当てる足利ホールディングスの普通株式数を記載したものです。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価基準法	1.240～1.314
2	類似会社基準法	0.996～1.295
3	DDM法	0.974～1.242

PwCは、株式交換比率の算定に際し、両社より提供を受けた情報および一般に公開されている情報を原則としてそのまま使用し、採用したそれらの情報が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でPwCに対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑

定または査定は行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（事業計画およびその他の情報を含みます。）については、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、両社の経営陣によって合理的に作成されたことを前提としています。なお、DDM法による算定の前提とした両社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。PwCの株式交換比率の算定は、平成27年10月30日現在までの情報および経済条件を反映したものであります。

#### ウ．上場廃止となる見込みおよびその事由

本経営統合が実現された場合、常陽銀行は平成28年9月28日を目途に、各金融商品取引所の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。もっとも、本経営統合にあたり、常陽銀行の株主に対価として交付される当社の株式は当該各金融商品取引所に上場されており、引き続き各金融商品取引所において取引が可能であります。

#### エ．公正性を担保するための措置

常陽銀行は、本経営統合の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

本経営統合の公正性・妥当性を確保するため、常陽銀行は、上述の株式交換比率に関する財務分析の結果の受領に加え、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、上記「算定に関する事項 イ．算定の概要」記載の前提条件その他一定の前提条件および留保事項のもとに、合意された株式交換比率が、常陽銀行の普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

また、本経営統合の検討に関する助言およびその他の本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、有限責任あずさ監査法人およびKPMG税理士法人を独立した財務アドバイザーとして起用しております。

加えて、両社から独立した本経営統合の法務アドバイザーとして、常陽銀行は長島・大野・常松法律事務所を選任し、本基本合意書締結に向けた取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

一方、当社は、本経営統合の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

本経営統合の公正性・妥当性を確保するため、当社は、第三者算定機関としてPwCを選定し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。

また、本経営統合の検討に関する助言およびその他の本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）および有限責任監査法人トーマツを独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、野村證券は、当社の主要株主の親会社である野村ホールディングス株式会社の子会社であるという関係にありますが、当社は、野村證券の財務アドバイザーとしての実績に鑑み、かつ、当社と野村證券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため、財務アドバイザーとしての独立性が確保されていることを踏まえた上で、野村證券に財務アドバイザーを依頼しました。

加えて、両社から独立した本経営統合の法務アドバイザーとして、当社は森・濱田松本法律事務所を選任し、本基本合意書締結に向けた取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

#### オ．利益相反を回避するための措置

本経営統合にあたって、常陽銀行と当社との間には特段の利益相反関係がないことから、特別な措置は講じておりません。

#### (5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	両社間で協議の上、本件最終契約において定める予定です。
本店の所在地	本店所在地は両社間で協議の上、本件最終契約において定める予定です。なお、子会社となる常陽銀行および足利銀行の本店所在地は変わりません。
代表者の氏名	未定



資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	銀行持株会社（銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理およびそれらに付帯する業務）

なお、本件株式交換に必要な事項は、今後協議のうえ決定いたします。本臨時報告書の未定事項については、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

以 上